

第3次芦屋市人権教育・人権啓発に関する総合推進指針

(案)

も く じ

第1章 策定にあたって

1-1 策定の趣旨と目的	1
1-2 国際社会とわが国における取組	2
1-3 芦屋市における取組	3

第2章 基本理念と基本方針

2-1 人権の基本理念	9
2-2 人権教育・人権啓発推進のための基本方針	10

第3章 主な人権課題の現状と方向性

3-1 女性の人権	11
3-2 子どもの人権	13
3-3 高齢者の人権	15
3-4 障がいのある人の人権	17
3-5 同和問題	19
3-6 外国人の人権	21
3-7 HIV感染者などの人権	23
3-8 犯罪被害者などの人権	24
3-9 刑を終えて出所した人の人権	25
3-10 情報化などに伴う人権侵害	26
3-11 性的少数者の人権	27
3-12 その他の人権問題	28

第4章 それぞれの場における人権教育・人権啓発の方向性

4-1 家 庭	29
4-2 学校等	29
4-3 地 域	30
4-4 事業所	30
4-5 その他の場や機会	31

第5章 市職員等への教育・啓発

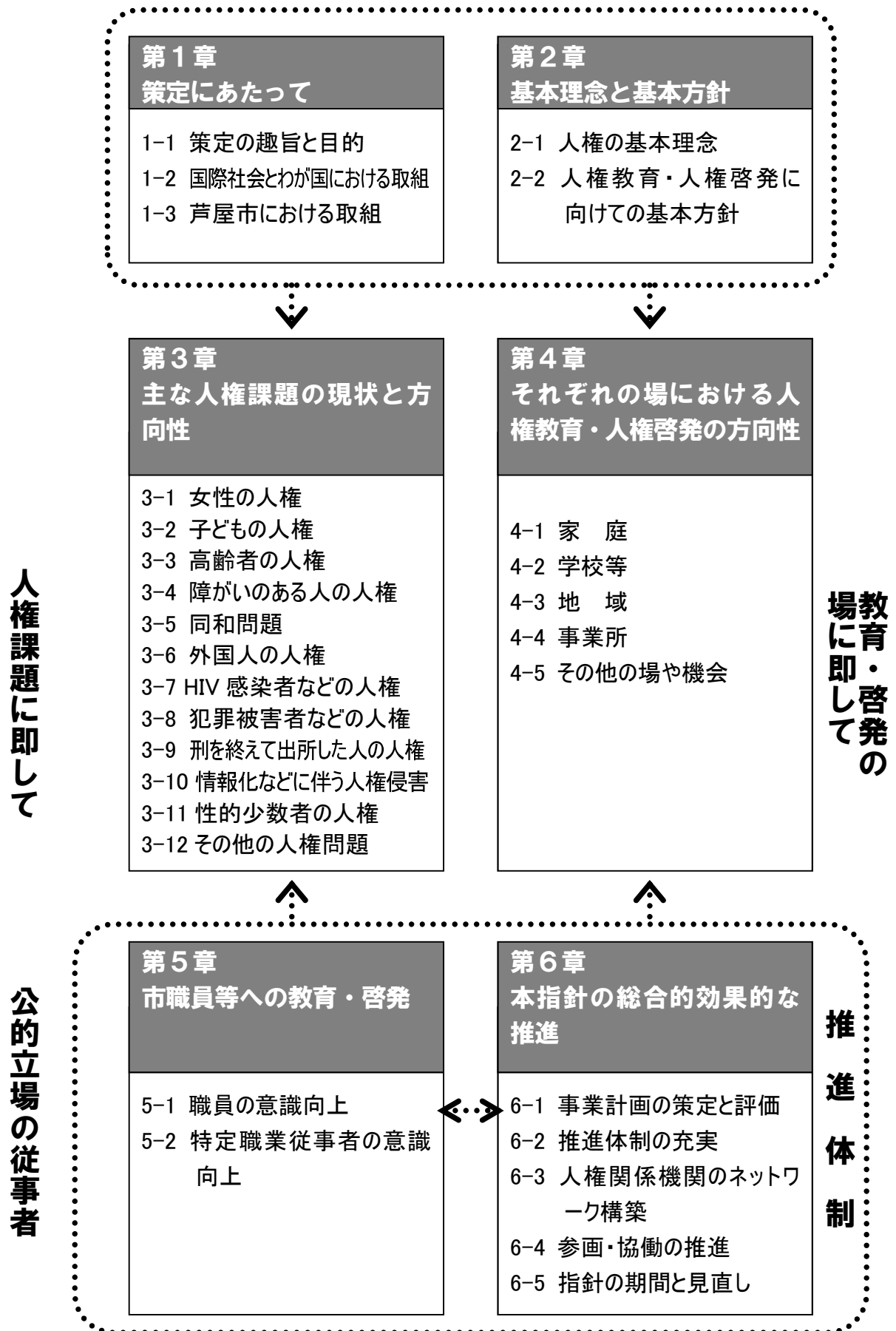
5-1 職員の意識向上	32
5-2 特定職業従事者の意識向上	33

第6章 本指針の総合的効果的な推進

6-1 事業計画の策定と評価	35
6-2 推進体制の充実	35
6-3 人権関係機関のネットワーク構築	35
6-4 参画・協働の推進	35
6-5 指針の期間と見直し	35

指標と目標値

指針の構成



第 1 章 策定にあたって

1-1 策定の趣旨と目的

世界は 20 世紀において二度にわたる大戦を経験し、その反省の上に立って昭和 23 (1948) 年には「世界人権宣言」が国際連合において採択されました。

しかしその後も世界では民族紛争や難民問題などが続き、人権の保障を確保すべき課題の発生は後を絶ちません。

21 世紀は「人権の世紀」と言われています。グローバル化し多様化する人権課題の解決に向けて、より一層の努力を重ねることが期待されています。

本市においては、平成 14 (2002) 年 5 月に「芦屋市人権教育・人権啓発に関する総合推進指針」を策定し、この指針の期間が終了した後の平成 23 (2011) 年には「第 2 次芦屋市人権教育・人権啓発に関する総合推進指針」を策定して市民の人権を守り、また、推進する取組をおこなってきました。

また、従来から差別や偏見の対象とされたり、弱い立場におかれているため人権侵害を受けやすい人たちに加え、近年では近隣関係や人間関係の希薄化、インターネットをはじめとする高度情報化の進展、経済のグローバル化などの要因によって人権をおびやかす新たな課題が生じています。「第 2 次芦屋市人権教育・人権啓発に関する総合推進指針」の期間終了が迫る平成 26 (2014) 年度には「芦屋市人権についての市民意識調査」を実施し、人権の状況に関する市民の意識や行動を改めて把握しました。また、第 2 次総合推進指針で示した施策や指標の達成状況の検証をふまえるとともに、有識者と市民の参画からなる「芦屋市人権教育・人権啓発推進懇話会」においては貴重な意見をいただきました。

本指針は「第 4 次芦屋市総合計画」(平成 23 (2011) 年度～32 (2020) 年度)をはじめ各種の計画と整合性を図りながら「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」の趣旨を踏まえ、本市の現状に見合った人権教育・人権啓発施策の総合的かつ効果的な推進を図るための基本的な方針となるものです。

この指針に基づく施策・事業の展開については「芦屋市人権教育・人権啓発推進懇話会」においてフォローアップを行い、施策の一体的・総合的な推進を図ります。また、人権教育・人権啓発事業の推進にあたっては、市はもとより、市民、事業者、団体等、さまざまな主体の参画と協働のもとに進めることが大切です。

この指針の趣旨に沿った取組を強く期待します。

1-2 国際社会とわが国における取組

国連は、昭和 23（1948）年には「世界人権宣言」を採択し、その後この理念を実現するために「人種差別撤廃条約」（昭和 40（1965）年）、「女子差別撤廃条約」（昭和 54（1979）年）、「子どもの権利条約」（平成元（1989）年）などの採択によって世界における人権の推進に取り組んできました。

このような世界の動きに対応して、政府においても、「女子差別撤廃条約」の批准とこれに続く「男女雇用機会均等法」施行（昭和 61（1986）年）、「児童虐待防止法」施行（平成 12（2000）年）など国内法の整備やこれに基づく計画の策定、施策の推進に取り組んできました。

人権教育については、国連において「人権教育のための国連 10 年」が平成 7（1995）年にスタートし、これに基づく「人権教育のための世界計画」では、その第 1 フェーズでは初等・中等教育における人権教育の推進が、またその第 2 フェーズ（平成 22（2010）年～平成 26（2014）年）では「高等教育における人権教育及びあらゆるレベルの教員及び教育者、公務員、法執行者及び軍人のための人権研修プログラム」に焦点があてられ、さらに第 3 フェーズ（平成 27（2015）年～平成 31（2019）年）では「これまでの取組の強化とジャーナリストやメディア関係者」に焦点を当てた行動計画が採択されています。

政府においては、平成 9 年（1997）年に『人権教育のための国連 10 年』に関する国内行動計画を、また平成 14（2002）年に「人権教育・啓発に関する基本計画」を策定しました。その後「人権教育の指導方法の在り方について」を 3 次にわたって報告するなど、教育・啓発を通じた人権課題の解決と人権推進に取り組んできました。

個別の人権課題に対応した近年の主な動きをみると、女性については「ストーカー規制法」施行（平成 12（2000）年）、「DV 防止法」施行（平成 13（2001）年）、「育児・介護休業法」の数次にわたる改正などがなされ、女性の人権保護と社会進出を支援する制度が整備されてきました。

子どもについては「児童虐待防止法」の数次にわたる改正や「いじめ防止対策推進法」の施行（平成 25（2013）年）などがなされています。

また、高齢者については、成年後見制度開始（平成 12（2000）年）と、同年の「バリアフリー新法」施行など、人権・財産の保護や社会参加を支援する制度が整備されました。

障がい者については、「障害者基本法」「障害者雇用促進法」などの数次にわたる改正、「障害者総合支援法」施行（平成 25（2013）年）、「障害者差別解消法」公布（平成 25（2013）年、平成 28（2016）年度施行予定）などがなされてきています。

わが国固有の人権問題としての同和問題については、平成 14（2002）年の「同和対策事業特別措置法」失効後は、残された課題の解決は一般施策として取り組まれるようになりました。

1-3 芦屋市における取組

[市の取組]

「第4次芦屋市総合計画」では、平成32(2020)年における芦屋市の将来像を「自然とみどりの中で絆を育み、“新しい暮らし文化”を創造・発信するまち」とし、この将来像の実現のために4つの基本方針を掲げています。

このうち「基本方針1 人と人がつながって新しい世代につなげる」では「平和と人権を尊重する意識が行き渡っている」という施策目標を実現するために、人権教育・啓発の推進、効果的な人権意識の普及・啓発、関係機関との連携による取組を実施することとしています。

また、少子高齢化や社会の国際化・情報化などに伴い、人権課題も複雑・多様化する中で、平成23(2011)年に改訂した「第2次芦屋市人権教育・人権啓発に関する総合推進指針」に基づき、人権尊重の意識を高める契機とするために様々な人権啓発事業を実施してきました。

さらに、女性、子ども、高齢者、障害のある人、同和問題、外国人等の人権課題については各個別の計画等に基づきそれぞれの課題に対応した施策を推進してきました。

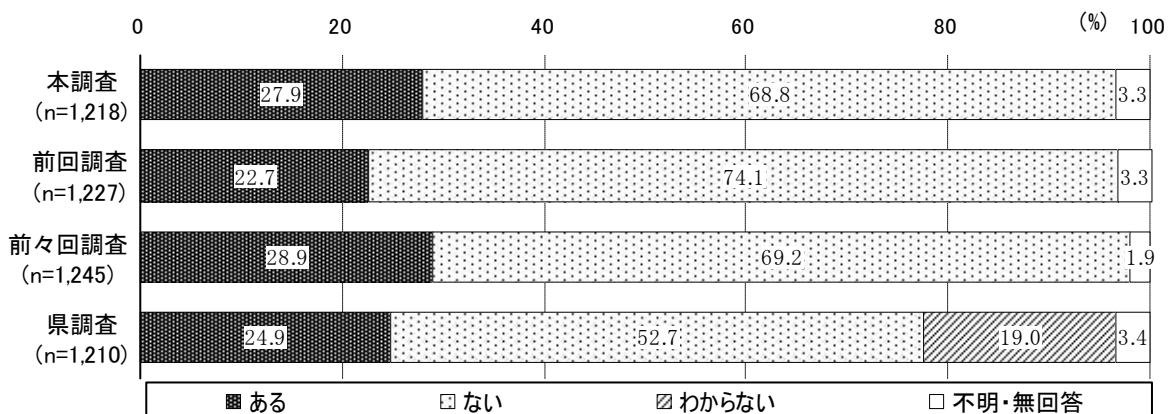
女性の人権では、「芦屋市配偶者等からの暴力対策基本計画(芦屋市DV対策基本計画)」(平成23(2011)年3月)、「第3次芦屋市男女共同参画行動計画 ウィザス・プラン」(平成25(2013)年)を策定し、女性の人権課題について施策を推進してきました。平成22(2010)年に策定した「芦屋市の国際交流のあり方について[提言]」では、外国人市民との多文化共生を目指しています。さらに、学校教育をはじめとするさまざまな場で人権についての教育と啓発に取り組むとともに、同和問題をはじめとする人権啓発の拠点である上宮川センターは住民交流のためのコミュニティセンターとしての役割を果たすなど、啓発をはじめ、研修、相談事業などに取り組んできました。

[人権意識の状況と課題]

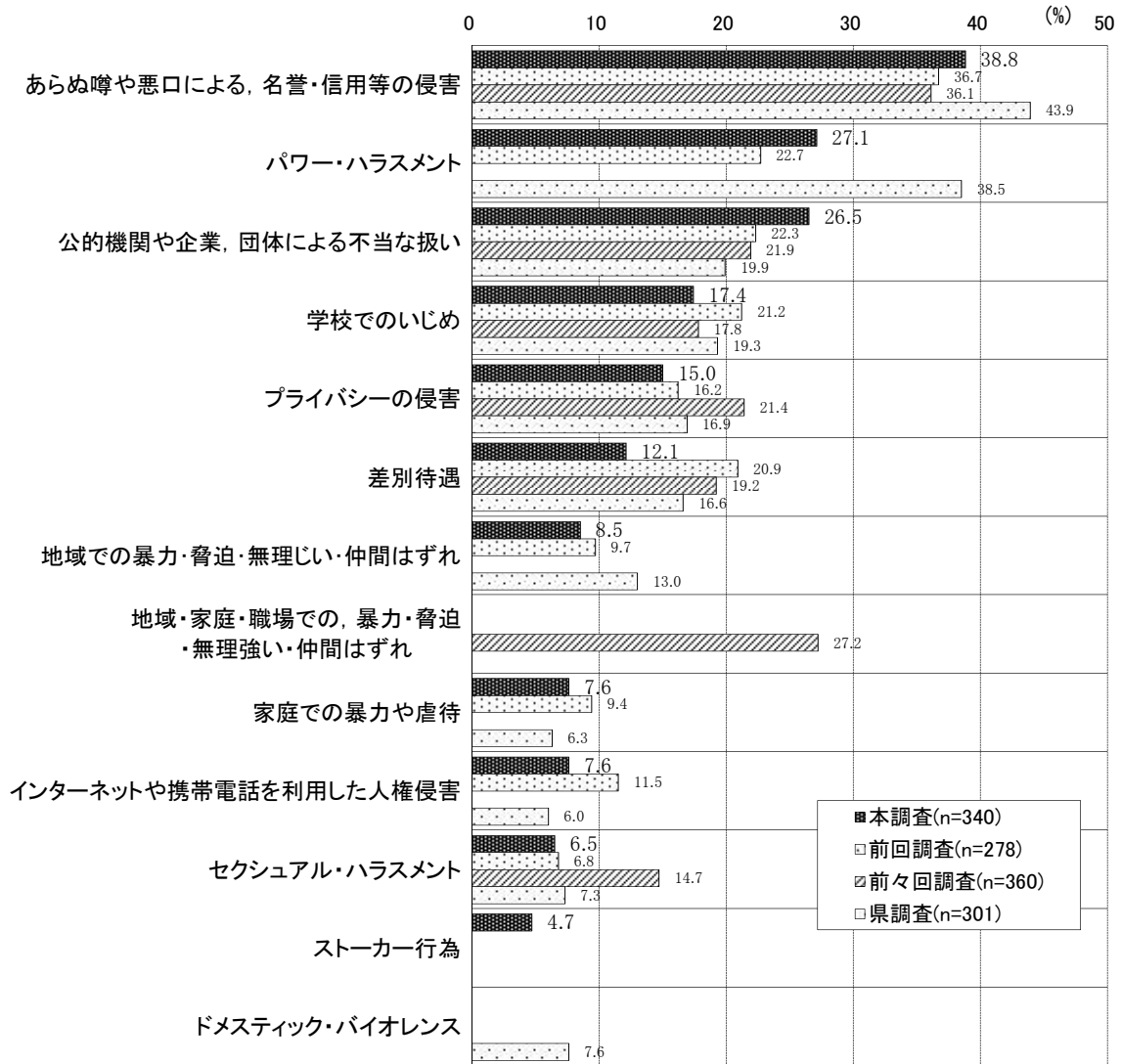
芦屋市民の人権に対する意識を、市民意識調査結果(平成26(2014)年9月実施)からみると、芦屋市では人権が尊重されているか、については、前回調査と比較して「かなりそう思う」とする割合が増え、「あまりそう思わない」が減っていることから、改善されつつあるという意識がやや強くなっています。芦屋市民の人権意識も「ひじょうによくなったと思う」とする割合が、徐々にではあるものの、増加傾向を示しています。

実際に人権を侵されたとする市民の割合は毎回約2割から3割の間であり，その内容は「あらぬ噂や悪口による名誉・信用等の侵害」「パワー・ハラスメント」「公的機関や企業，団体による不当な扱い」が上位を占めています。またこのうち「公的機関や企業，団体による不当な扱い」は県調査よりも高くなっています。

人権を侵害された経験



受けた人権侵害の内容



「その他」「おぼえていない」「不明・無回答」は割愛した

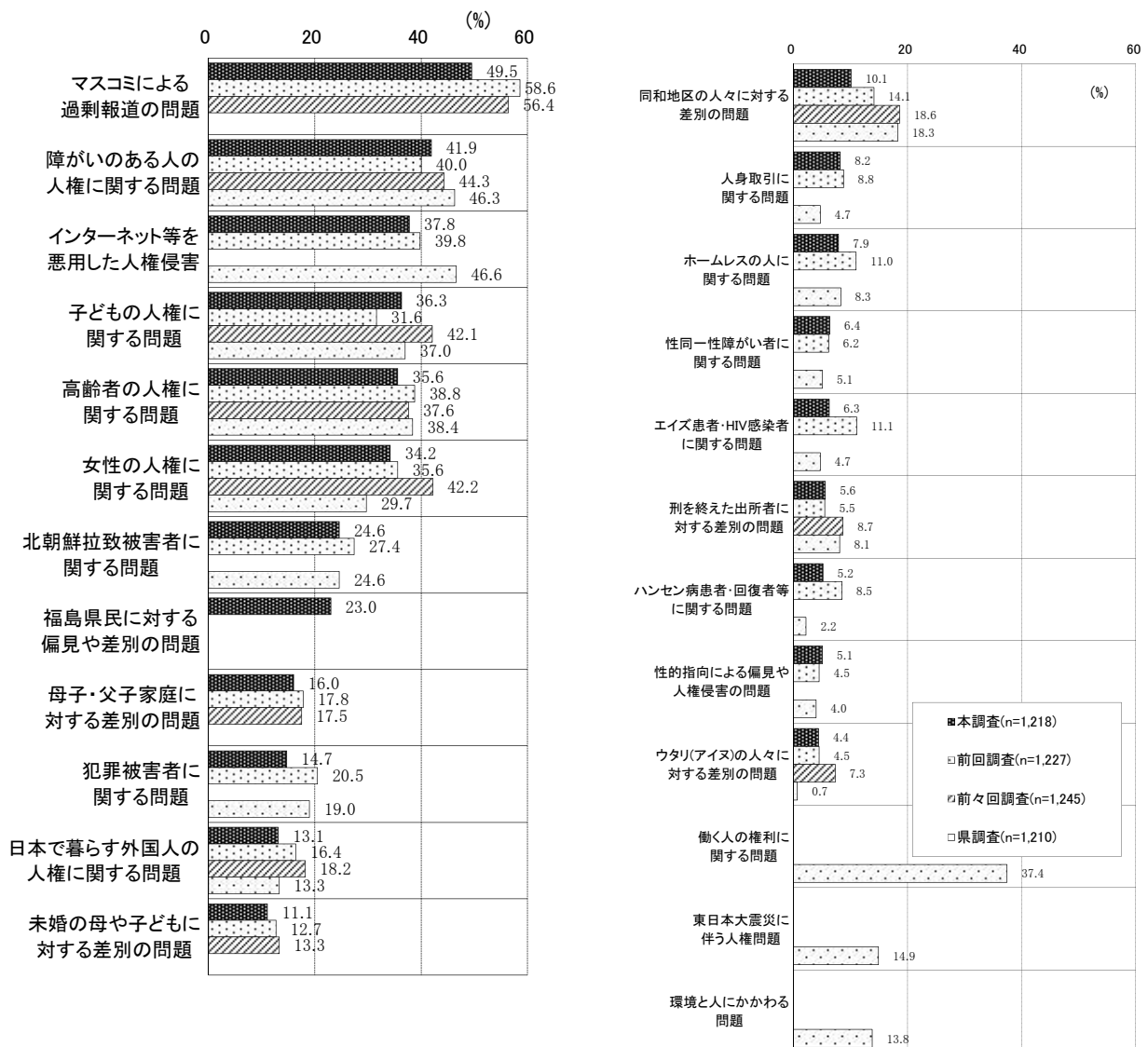
市民意識調査の結果から「人権が尊重されている」と思う市民の割合は増加傾向にあるものの、肯定的評価を示す割合は34.2%*1と3人に1人であり、また「以前からみた市民の人権意識」でよくなったとする割合も増加傾向にあるものの、25.3%*2と4人に1人の割合でしかありません。

差別や人権侵害は、一人ひとりの意識や感覚等から生まれることが多いことから、市民の人権に対する意識を高め人権感覚を磨くために、今後とも教育と啓発の充実に積極的に取り組むことが重要です。

*1(p.3):「芦屋市では人権が尊重されているか」について「ひじょうにそう思う」「かなりそう思う」とする割合の和

*2(p.3):「以前からみた芦屋市民の人権意識」について「ひじょうによくなったと思う」「少しよくなったと思う」とする割合の和

関心のある人権問題



「その他」「特にない」「不明・無回答」は割愛した

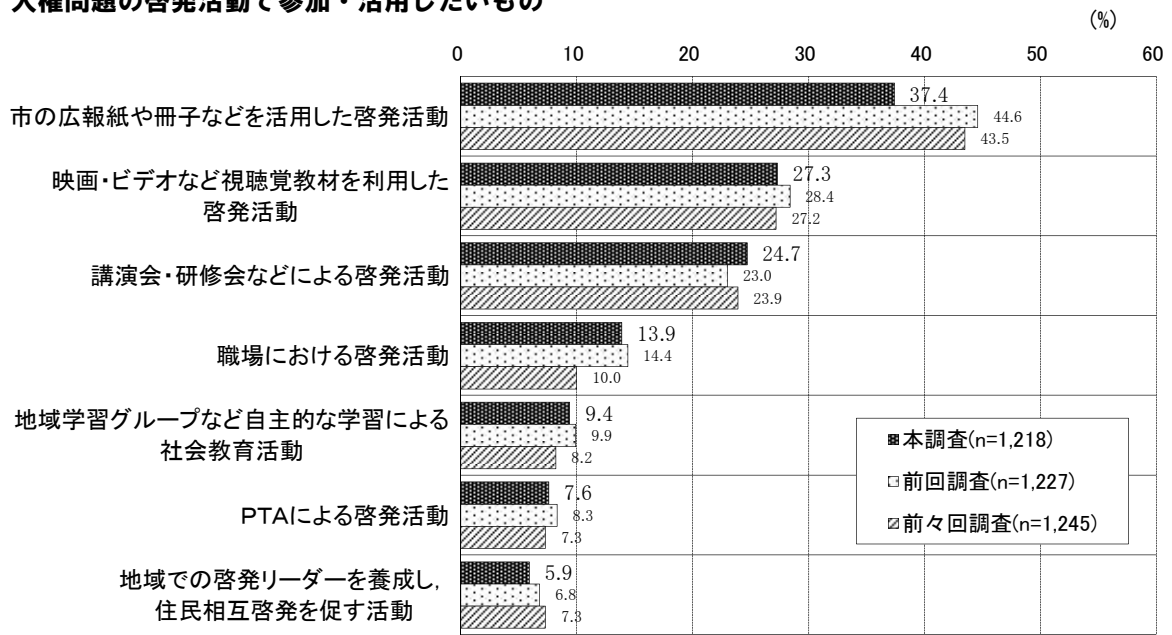
[人権教育・啓発の状況と課題]

市民意識調査で人権問題に関する講演会や研修会への参加経験は「よく参加した」「何回か参加した」の割合が、前々回調査、前回調査、今回調査と、回を追うごとに低下する傾向にあります。また、年に3回掲載する「広報あしや」の人権特集記事の閲覧割合についても、「毎回読んでいる」「ときどき読んでいる」ともに、講演会などへの参加経験と同様に低下傾向にあります。

一方、啓発活動で参加・活用してみたいものの第1位は「市の広報紙や冊子などを活用した啓発活動」、また効果的と思われる啓発活動の第1位は「広報あしや」と、広報紙をはじめとする紙媒体が有効であると考えられています。

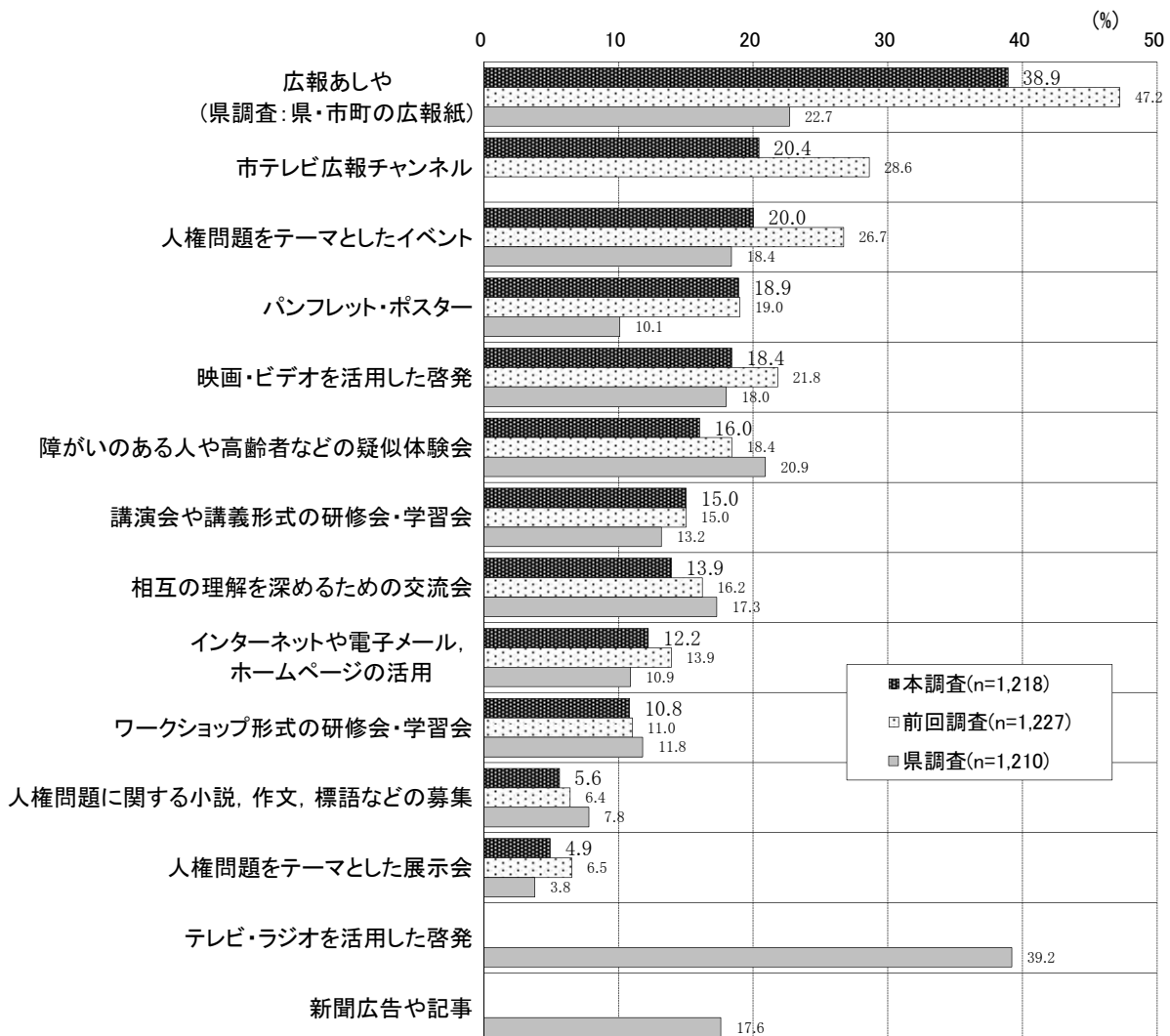
今後は、広報紙への掲載頻度の増加や多様な媒体による啓発の強化によって、人権啓発の充実とともに、市民が人権を身近に感じ、気軽に参加できる講演会・研修会のあり方などを検討することが考えられます。

人権問題の啓発活動で参加・活用したいもの



「その他」「不明・無回答」は割愛した

効果的と思われる人権啓発活動



「その他」「わからない」「特にない」「不明・無回答」は割愛した

第2章 基本理念と基本方針

2-1 人権の基本理念

「すべての人間は生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。すべての人は等しく人権を有しており、一人ひとりがかけがえのない存在である。」ということ認識するとともに、お互いの個性や価値観、生き方等の違いを認め合い多様性を尊重することが重要です。

そのためには、一人ひとりが、自分の権利にとどまらず他人の権利についても正しく理解し、権利の行使にともなう責任を自覚するとともに、人権を相互に尊重するという人権共存の考え方が求められています。

すべての人が、社会活動への参加と参画を実現するための、幅広い権利であると認識する必要があります。

また、地球規模での環境問題や科学技術の発展により、環境保護や持続可能な開発、あるいは高度情報化などの社会の変化にともない、プライバシーや肖像権といった権利が主張されるなど新たな人権課題も発生しており、さまざまな視点で捉えていく必要があります。

「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」（平成 12（2000）年施行）においては「人権教育とは、人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動をいい、人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動（人権教育を除く。）をいう。」と規定され、「人権教育のための国連 10 年」に係る決議や行動計画においては、人権教育は「単なる情報提供にとどまらず、あらゆる発達段階の人々、あらゆる社会階層の人々が、他の人々の尊厳について学び、またその尊厳をあらゆる社会で確立するための方法と手段について学ぶための、生涯にわたる総合的な過程である」とされ、「知識と技術の伝達及び態度の形成を通じ、人権という普遍的文化を構築するために行う研修、普及及び広報努力」と定義されています。

本市では、これらの考え方を基本に、第4次芦屋市総合計画のもとに、すべての施策に人権の視点を反映させるとともに、すべての人びとの人権が尊重され「人と人がつながって新しい世代につなげる」まちをめざした人権教育・人権啓発を推進します。

2-2 人権教育・人権啓発推進のための基本方針

人権教育・人権啓発はすべての人びとに密接に関わる問題であり、さまざまな意見や考え方があります。このことを踏まえ、自由に意見交換ができる環境づくりと中立性の確保が重要です。市民と行政の協働のもと、自らの生活の場で日常的に参加できる教育・啓発活動を推進し、人権尊重の理念の普及・啓発に努めます。

また、人権教育・人権啓発は乳幼児から高齢者までそれぞれの発達段階に応じた取組が必要です。乳幼児期の人権尊重の意識が「芽生え」「育まれる」取組や児童・生徒に対する「自立心」や「自尊感情」「責任感」を培う取組、高齢者に対する「自己実現」と「尊厳」を尊重する取組を推進し、すべての人びとの人権尊重の精神の涵養を図ります。

人権の基本理念を受け、本指針では、人権教育と人権啓発を推進するにあたって、以下の基本方針で臨みます。

(1)人権教育の充実

人権の基本理念のもとに、すべての人びとに対する人権教育を充実します。

(2)学習・交流機会の充実

人権学習の場と機会を充実するとともに、人びとの交流機会を高め、多様な人びとの間の理解を深めます。

(3)啓発・広報の強化

人権に関する啓発と広報の機能を強化し、すべての人びとの人権への理解と人権感覚を高めます。

(4)相談・支援体制の確立

人権問題について市民が容易に相談できる機能を高めるとともに、複雑・多様化する人権課題に対して総合的に取り組む体制を確立します。

(5)関係機関・団体間の連携強化

人権に関わる機関・団体などの間の情報共有や連携強化を進めることによって、人権教育・人権啓発の効果を高めます。

世界人権宣言(仮訳文. 抜粋)

第一条

すべての人間は、生れながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。人間は、理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神をもって行動しなければならない。

第二条

1 すべて人は、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治上その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、門地その他の地位又はこれに類するいかなる事由による差別をも受けることなく、この宣言に掲げるすべての権利と自由とを享有することができる。

2 さらに、個人の属する国又は地域が独立国であると、信託統治地域であると、非自治地域であると、又は他のなんらかの主権制限の下にあるとを問わず、その国又は地域の政治上、管轄上又は国際上の地位に基づくいかなる差別もしてはならない。

第三条

すべて人は、生命、自由及び身体の安全に対する権利を有する。

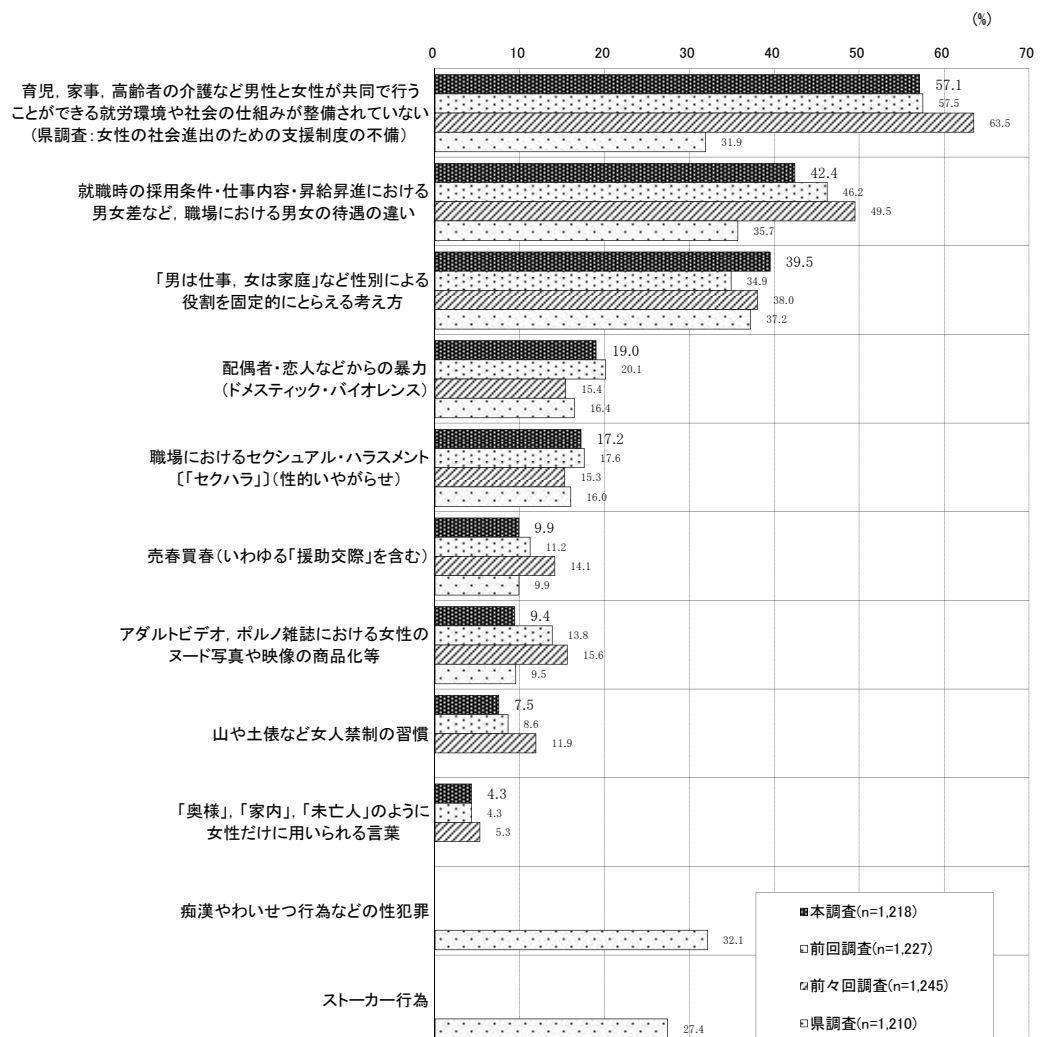
第3章 主な人権課題の現状と方向性

3-1 女性の人権

現状と課題

「第3次芦屋市男女共同参画行動計画 ウィザス・プラン」では、男女共同参画社会の実現に向けた意識改革、女性のエンパワメント、ワーク・ライフ・バランスの促進などの目標のもとに、家庭や職場における性別による固定的な役割分担意識の解消や性別による人権侵害の防止・啓発に努めてきました。「芦屋市配偶者等からの暴力対策基本計画（芦屋市DV対策基本計画）」において、芦屋市配偶者暴力相談支援センター（芦屋市DV相談室）を設置し、専門相談による相談等の充実をはじめ、被害者の早期発見・安全確保を図り、幅広い関係機関の連携のもと、自立支援を行って来ました。また、暴力は犯罪となる行為を含む重大な人権侵害であるとの認識を浸透させるため、性差別による暴力防止について啓発を進めて来ました。

女性の人権に関する問題点



「その他」「わからない」「不明・無回答」は割愛した

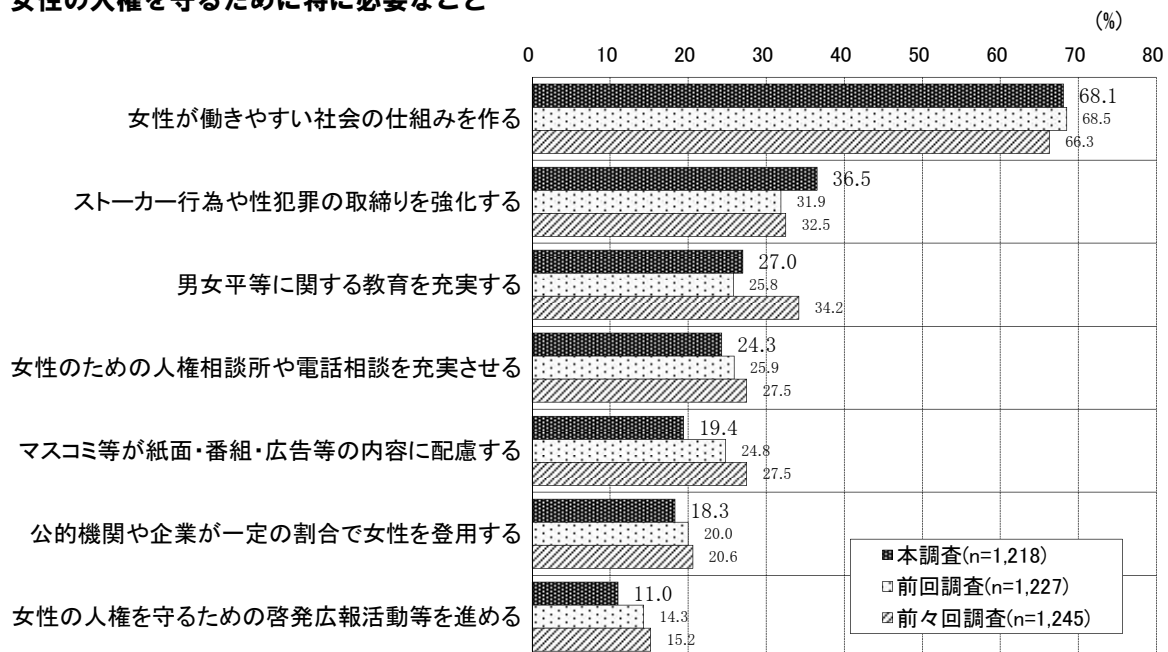
市民意識調査結果では、女性の人権に関する問題点で、第1位は「男女が共同で行うことができる就労環境や社会の仕組みが未整備」(57.1%)、第2位は「職場における男女の待遇の違い」(42.4%)と、就労環境や社会慣行の問題があげられています。また、これに対応するように、女性の人権を守るために特に必要なことでは「女性が働きやすい社会の仕組みを作る」が第1位(68.1%)になっています。

目標値の達成度からみると、就労環境や社会の仕組みが整備されていないと思う人の割合は、平成26年目標値「52.0%以下」に対して同年実績「57.1%」、附属機関における女性委員の登用率は、平成26年目標値「40.0%以上」に対して同年実績「37.2%」と就労の場を含む社会全体の仕組みの点でも、また重要な決定に参画する女性の割合の点でも課題を残しています。

方向性

- 講座・研修の内容を充実し、男女共同参画社会の意義を普及させるとともに、市民等のNPOによる啓発や各種の活動への取り組みを支援します。
- 男女を通じた労働環境の改善、子育てや介護を支える環境整備の推進などを通じ、ワーク・ライフ・バランスを推進し、女性の社会参加を促進します。
- 就労機会の拡大、労働環境の改善などを各方面に働きかけ、女性が働きやすい条件と環境をつくります。
- 性差別による暴力防止についての啓発を推進するとともに、芦屋市DV相談室の相談機能の充実によってDV被害の防止、被害者の早期発見・安全確保などの支援を警察・市・県等の関係機関が連携しおこないます。
- 市附属機関などの施策決定過程への女性の参画促進を図るとともに、女性の職業生活における活躍を推進するための取組を行います。

女性の人権を守るために特に必要なこと



「その他」「わからない」「不明・無回答」は割愛した

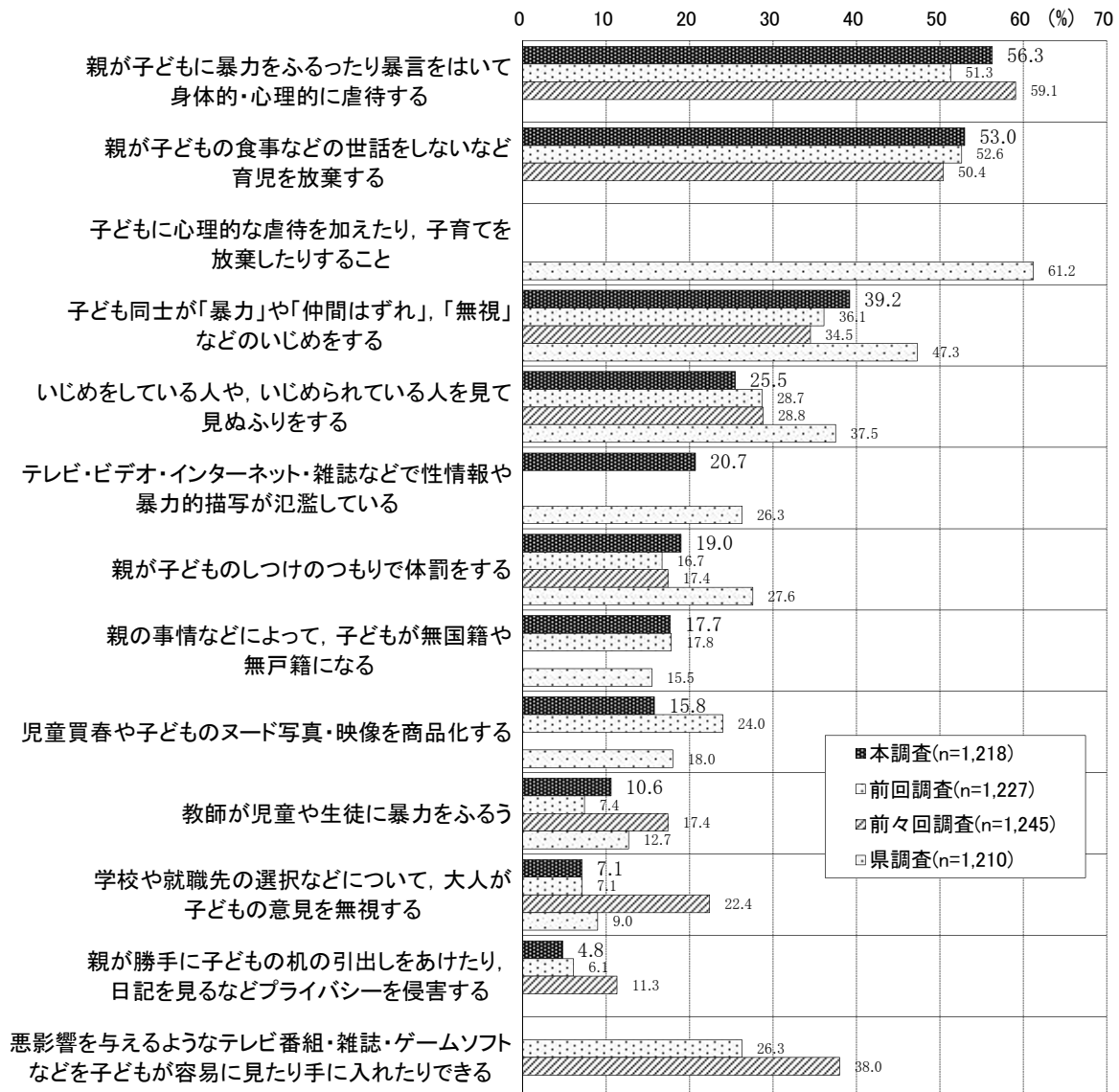
3-2 子どもの人権

現状と課題

平成元(1989)年に国連において「子どもの権利条約」が採択され、わが国は平成 6(1994)年にこれを批准し、平成 12(2000)年に「児童虐待防止法」が施行されました。この法律には、重大な権利侵害から児童を守るためであると同時に、子どもを育む環境が変わってきたことに対応するという意義があります。すなわち、地域におけるきずなが薄れ核家族化がすすむとともに、家庭や地域の教育機能だけでなく、子育て機能も低下してきたという要因があり、子どもが健やかに育つための環境を整備することが子どもの権利を守ることにつながるからです。

芦屋市では、児童虐待防止のための相談業務、「芦屋市いじめ防止基本方針」(平成 26(2014)年)、「芦屋市子ども・子育て支援事業計画」(平成 27(2015)年)、「芦屋市子ども・若者計画」(平成 27(2015)年)の策定やその推進に取り組んでおり、これらによって子どもの権利保護と健全な育成を推進しています。

子どもの人権に関する問題点



「その他」「わからない」「不明・無回答」は割愛した

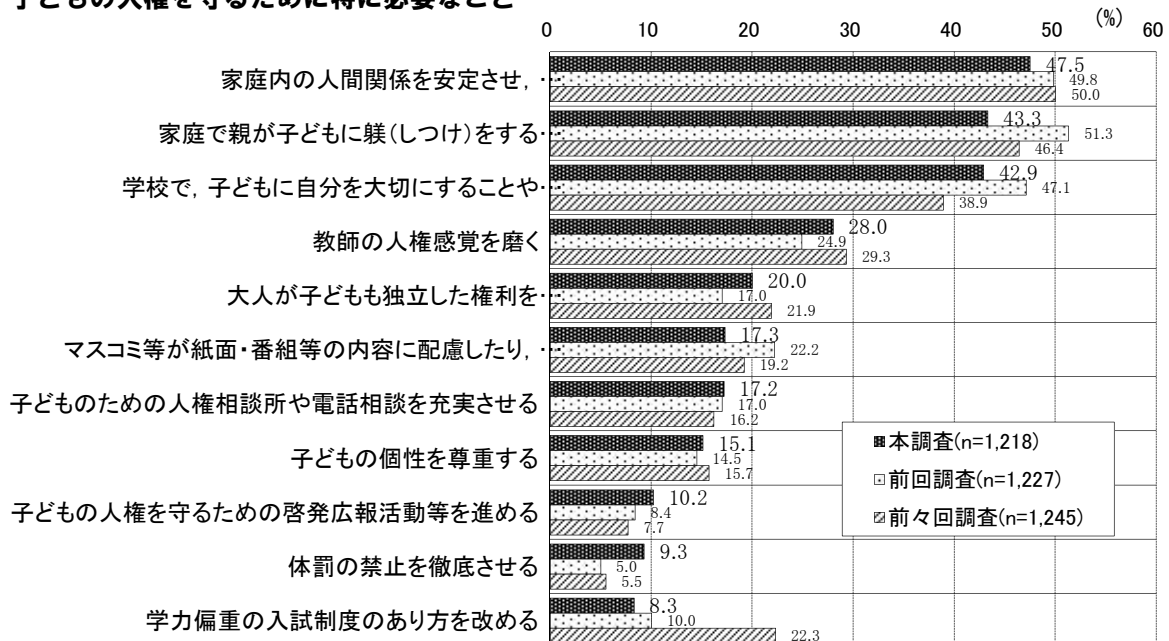
市民意識調査結果によると、関心のある人権問題で、「子どもの人権に関する問題」は22項目中、第4位（36.3%）と高い位置を占めています。また子どもの人権に関する問題点で、第1位は「親による虐待」（56.3%）、第2位は「育児放棄」（53.0%）と、ネグレクトを含む虐待問題が大きな課題として認識されています。子どもの人権を守るために特に必要なことは「あたたかい家庭をつくる」が第1位（47.5%）、「家庭でのしつけ」が第2位（43.3%）で、子どもの人権を守るための原点は家庭にあることが多くの市民に認識されています。

目標値の達成度でみると、保育施設の充実（待機児童の解消）は、平成26年目標値「待機児童数0人」に対して同年実績は「21人」であることから、保育環境の整備の面で課題を残しています。

方向性

- 子どもの権利条約、児童虐待防止法などについて、その意義と内容の周知・啓発を進めます。
- いじめの防止・早期発見については、「芦屋市いじめ防止基本方針」などにに基づき、通報体制や相談体制の充実を図ります。また、児童虐待についても、「児童虐待防止法」に基づき、通報体制や相談体制の充実を図るとともに、学校等と関係機関との連携を強化します。
- 地域の協力や子育てグループの育成などを通じ、子育てを地域社会で支援することを促進します。
- 防犯・防災体制の充実、見守り活動の推進など、子どもにとって安全な地域・社会の実現に努めます。
- 父親の育児参加、女性の就労支援など、仕事と子育ての両立を目指す取組を推進します。
- 障がいのある子どもへの支援を充実します。
- 待機児童が生じないように、「子ども・子育て支援事業計画」に基づき、小規模保育事業や認定こども園等の整備を計画的に進めます。

子どもの人権を守るために特に必要なこと



「その他」「わからない」「不明・無回答」は割愛した

3-3 高齢者の人権

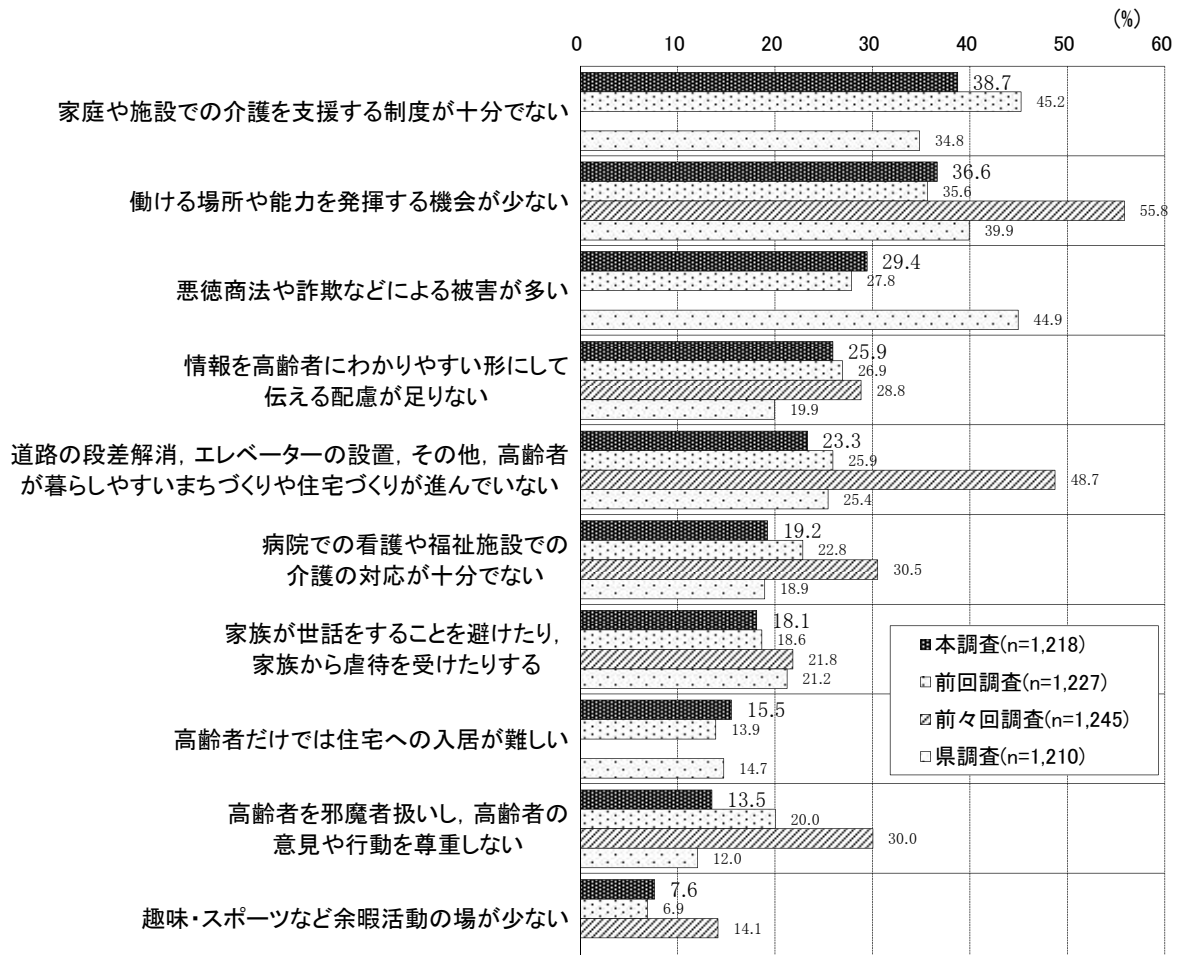
現状と課題

平成 26 (2014) 年 10 月の本市の 65 歳以上人口は 25,475 人で、総人口の 26.3% を占めています (住民基本台帳人口)。第 4 次芦屋市総合計画の推計では、65 歳以上人口は今後も増加を続け、平成 42 (2030) 年には 30% を超えることが予測されており、相対的に弱い立場である高齢者の人権を守ることは将来にわたって大きな課題となっています。

人権の視点でみた高齢者の課題は、心身の活力の低下に伴って健康を維持しつつ人権や財産の侵害などにどのように対応していくかということや、子育てや就労を終えた後に自らの生きがいをどのように見いだしていくかということがあります。

前者については、国における法・制度の整備に従い本市においても「第 7 次芦屋すこやか長寿プラン 21 (第 7 次芦屋市高齢者福祉計画および第 6 期介護保険事業計画)」を策定し、高齢者の健康の維持や増進を支援しています。人権や財産の侵害については、保健福祉センターでの総合相談窓口の開設や権利擁護支援センターでの成年後見制度利用支援事業などを実施し、その保護に努めています。また、地域での見守り体制を整備するとともに、高齢者や障がいのある人の外出時の円滑な移動のため「芦屋市交通バリアフリー基本構想」に基づく、やさしいまちづくりを進めています。後者の生きがいづくりについては、シルバー人材センター事業の推進や老人クラブ活動の促進に取り組んできました。

高齢者の人権に関する問題点



「その他」「わからない」「不明・無回答」は割愛した

市民意識調査結果によると、関心のある人権問題で「高齢者の人権に関する問題」は22項目中第5位（35.6%）と比較的高い位置にあります。また、高齢者の人権に関する問題点として、その第1位に「介護を支援する制度が不十分」（38.7%）、第2位に「働ける場所や能力を發揮する機会が少ない」（36.6%）があげられています。高齢者の人権を守るために特に必要なことは「自立して生活しやすい環境」が第1位（60.5%）、「高齢者に関わる情報の確実な伝達」が第2位（34.9%）となっており、社会参加、自立、情報などが重要視されています。

目標値の達成度では、就労支援の充実（シルバー人材センターの活動支援）は、平成26年目標値「1,100人以上」に対して25年実績「985人」、自主的な活動の促進（老人クラブへの活動支援）は、平成26年目標値「3,500人以上」に対して、25年実績「3,050人」と就労と社会参加の両面で課題を残しています。

方向性

- 関係機関間の連携を密にし、財産侵害、虐待などの早期発見を図るとともに、権利擁護支援センターについての広報と相談体制の充実に努めます。
- 医療機関との連携、高齢者生活支援センターの機能強化などにより、高齢者を地域で見守り支援する体制づくりを進めます。
- 支援が必要な高齢者の把握に努めるとともに、認知症に関する正しい知識の普及・啓発などを進めます。
- 元気な高齢者の社会参加と就労の機会を充実し、生きがいの増進に努めます。
- 交通施設・公共施設のバリアフリー化推進など、高齢者などすべての人にとってやさしく快適なまちづくりを進めていきます。

高齢者の人権を守るために特に必要なこと



「その他」「わからない」「不明・無回答」は割愛した

3-4 障がいのある人の人権

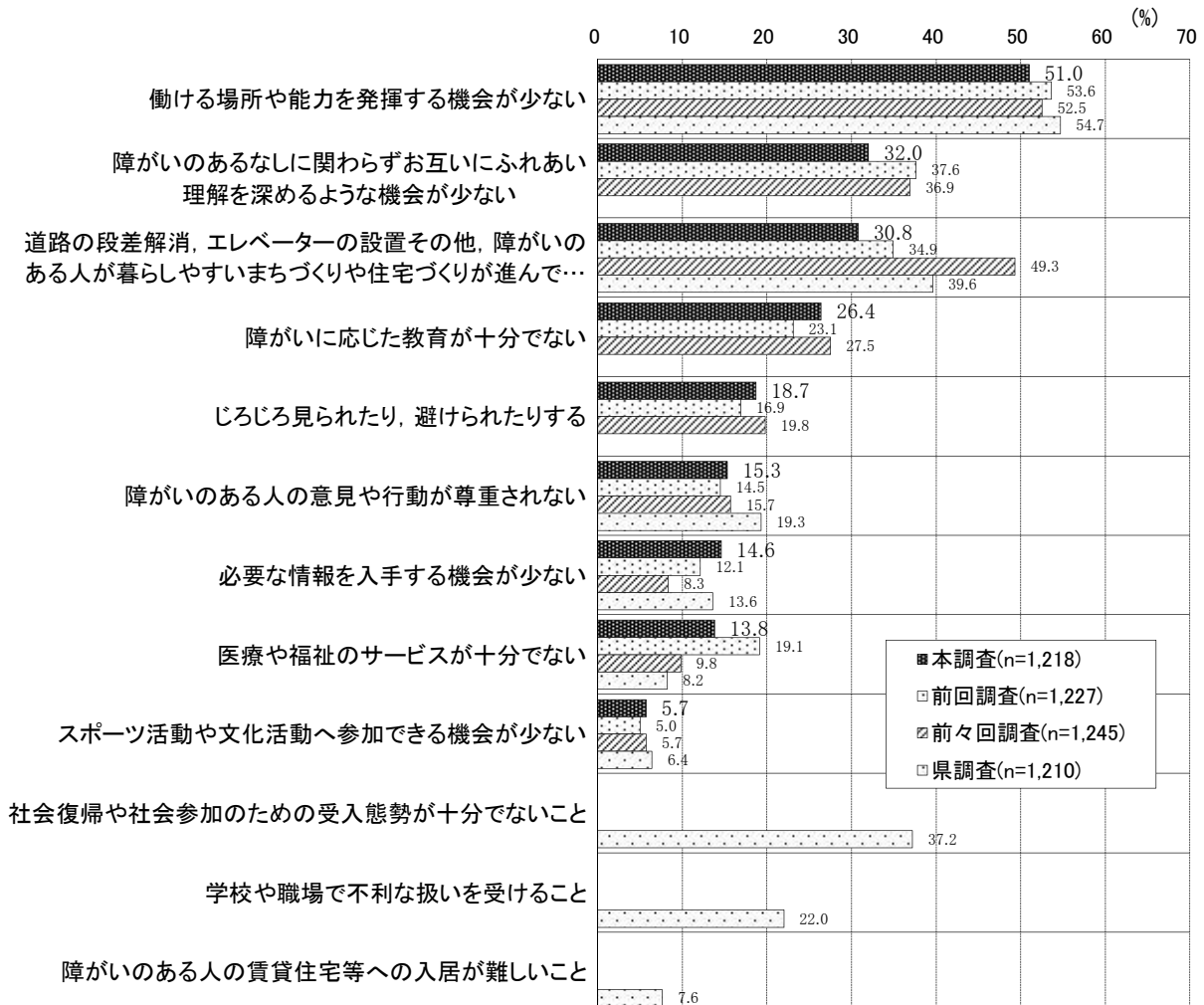
現状と課題

障がいのある人への福祉サービスの一元化や社会参加の促進などを目的とした「障害者総合支援法」が平成 25（2013）年4月から施行されました。

本市では、「芦屋市障害者（児）福祉計画 第6次中期計画」（平成 27（2015）年3月策定）に基づき、総合的な視点から各種施策の方向性を明らかにし、これら施策の体系化のもとに権利擁護の支援や障がいに関する相談支援にも取り組むなど、障がい者福祉の充実と共生・自己決定を進めてまいりました。

市民意識調査結果によると、関心のある人権問題で「障がいのある人の人権に関する問題」は22項目中第2位（41.9%）と高く、障がいのある人の人権に関する問題点の第1位は「働ける場所や能力を發揮する場所が少ない」（51.0%）、第2位は「障がいのあるなしに関わらず互いに交流や理解を深める機会が少ない」（32.0%）となっています。また、障がいのある人の人権を守るために特に必要なこととしては「自立して生活しやすい環境」が第1位（59.5%）、「就職機会を増やす」が第2位（33.7%）で、就業・交流など自立と社会参加が課題とされています。

障がいのある人の人権に関する問題点



「その他」「わからない」「不明・無回答」は割愛した

目標値の達成度では、権利擁護支援者養成研修の参加者数は、平成26年目標値「20人以上」に対して25年実績「18人」、権利擁護支援センターの新規相談者数は、平成26年目標値「160人以上」に対して25年実績「120人」で、いずれも未達成です。

方向性

- 啓発活動や地域での交流活動などを充実し、障がいに対する差別意識や偏見をなくすため人権意識の高揚に努めます。
- ノーマライゼーションやユニバーサルデザインの理念のより一層の普及を図るとともにバリアフリー化などを進め、だれもが安心・安全・快適に暮らせるまちづくりをめざします。
- 雇用の促進など、障がいのある人の自立と社会参加を推進します。また、障がい児の療育支援体制の整備を推進します。
- 相談窓口の周知・啓発に努めるとともに相談拠点の充実を図ります。また、障がいを理由とする差別に関する相談や争い事などに対応するため、障害者差別解消支援地域協議会を設置し、ネットワークの構築を図ります。

障がいのある人の人権を守るために特に必要なこと



「その他」「わからない」「不明・無回答」は割愛した

3-5 同和問題

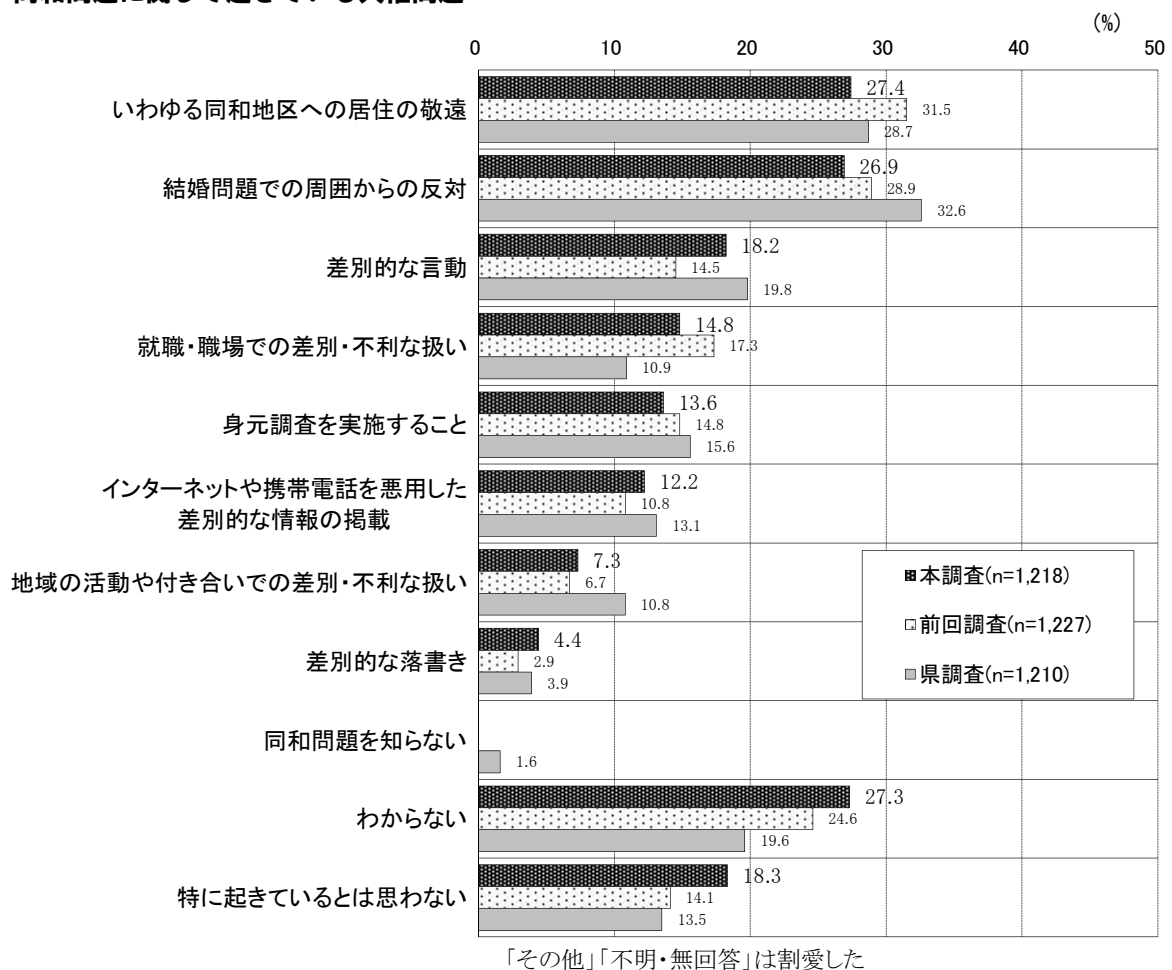
現状と課題

同和問題については、特別措置法に基づく特別対策や市の生活改善施策によって、さまざまな面での格差が改善されました。一般施策に移行後は、芦屋市人権教育推進協議会の差別意識解消に向けた取組などが続けられています。また、上宮川文化センターでは、人権啓発と住民交流のための拠点施設として、講演会の開催など活発な活動に取り組んできました。

市民意識調査結果によると、同和問題に関して起きている人権問題で、第1位は「いわゆる同和地区への居住の敬遠」(27.4%)で、第2位は「わからない」(27.3%)となっており、調査を重ねるほどにこの割合は増加の傾向にあります。また、子どもの結婚相手が同和地区の人の場合の対応は「子どもの意志を尊重する」が36.3%で、前回調査の37.7%と比較すると低くなっています。同和問題解決に対する考えで、第1位は「人権に関わる問題だから、社会全体で解決に取り組み自分も努力するべきだと思う」(41.5%)とする割合は、前回調査の39.0%より増加しています。

目標値の達成度では、上宮川文化センターの利用者数は平成26年目標値「78,000人以上/年」に対して同年実績「82,122人」と、達成されています。

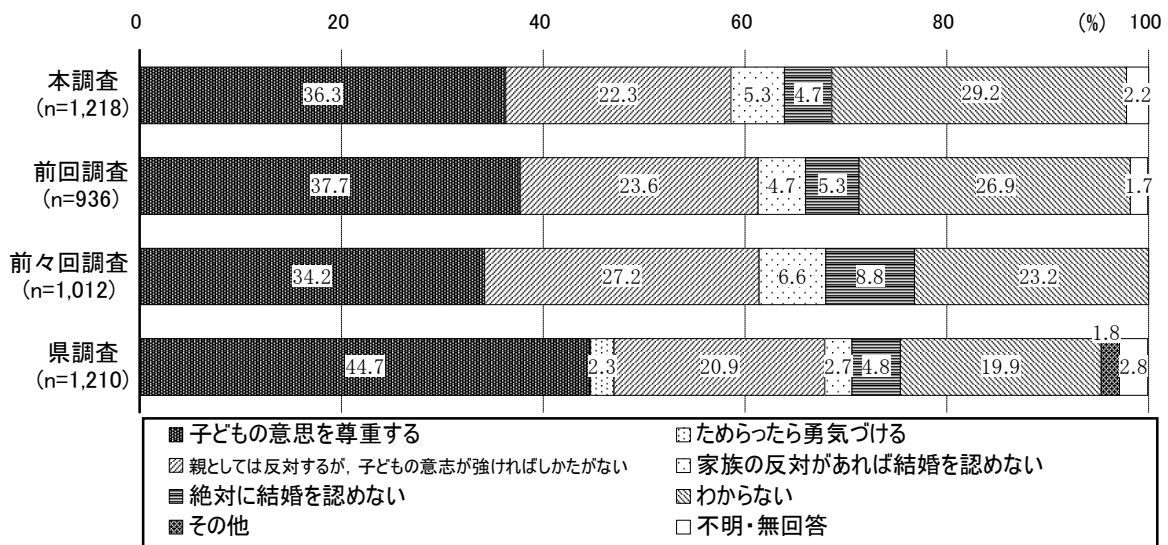
同和問題に関して起きている人権問題



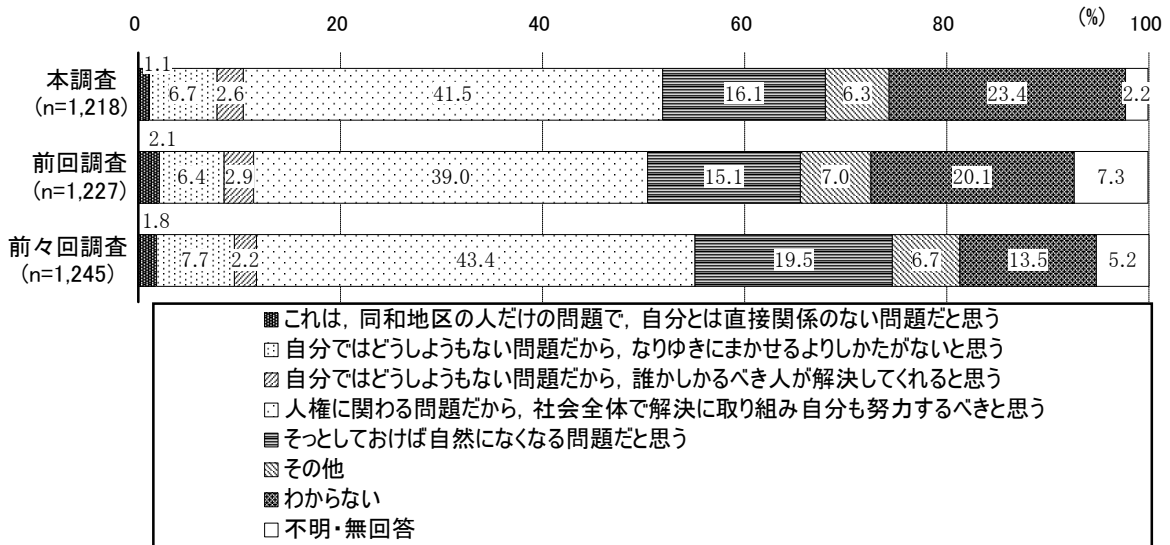
方向性

- 人権課題としての同和問題をより広く啓発して、すべての市民の理解を高めます。人権啓発・住民交流の拠点施設である上宮川文化センターにおいては、より市民に親しみやすい講演会などの事業に取り組みます。
- 差別発言・落書き、戸籍謄本の不正取得などに対する市民の正しい認識を広げます。
- 住民票等の不正請求・不正取得により市民の人権が侵害されないよう、「本人通知制度」の周知と適正な運用を行います。

子どもの結婚相手が同和地区の人の場合の対応



同和问题解決に対する考え



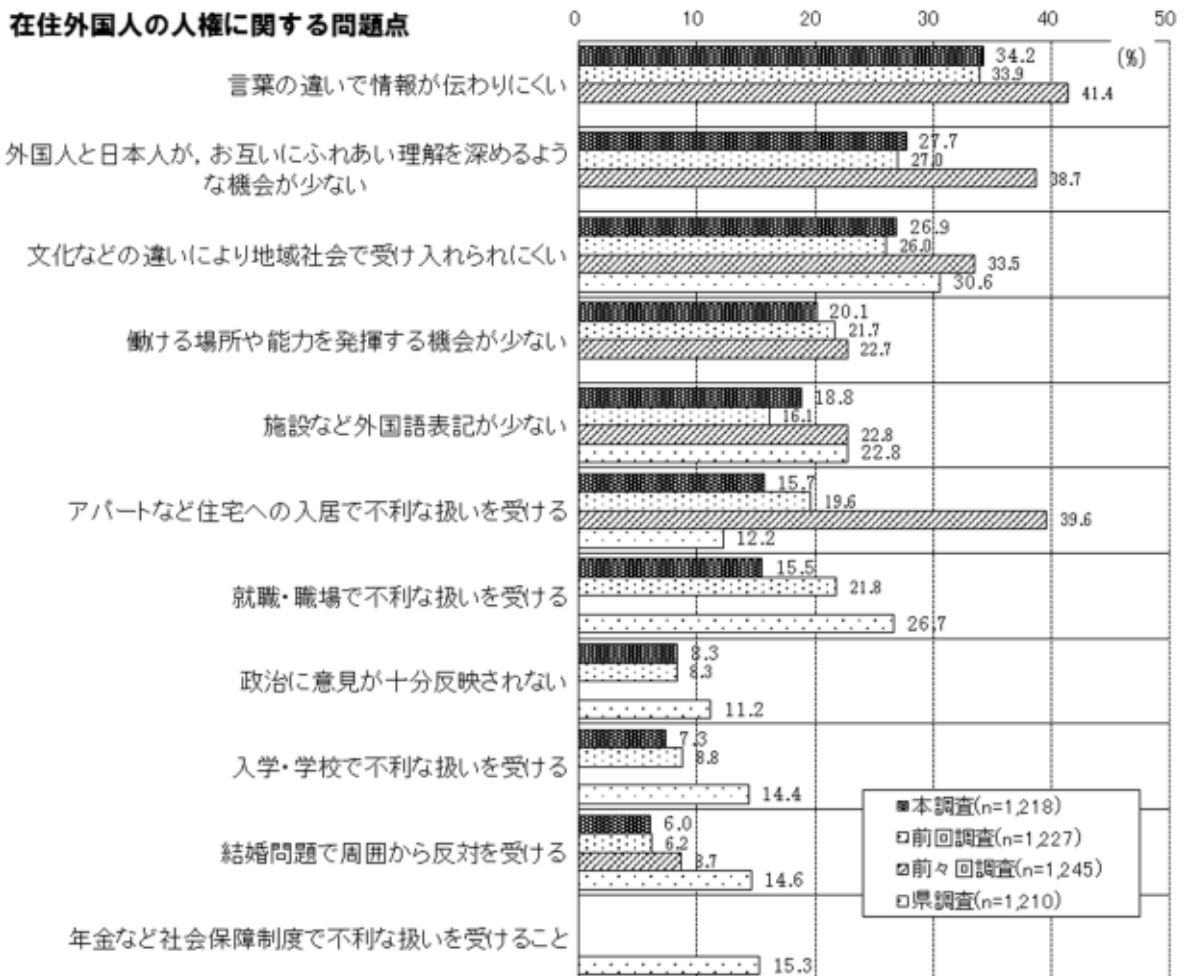
3-6 外国人の人権

現状と課題

本市に住民登録をしている外国人は、平成 25 (2013) 年度末で 1,458 人で、国籍別では韓国・朝鮮 648 人、中国 292 人、アメリカ 84 人、ペルー35 人、フィリピン 30 人などとなっています。

芦屋市では平成 23 (2011) 年4月に潮芦屋交流センターを開設し、その施設内の国際交流センターを拠点として、外国人に向けての日本語教室や日本文化の学習会を通じた異文化交流などを行ってきました。このほか、英語版広報紙「アシヤニューズレター」や4言語併記版の「あしや防災ガイドブック」等の発行によって在住外国人への情報提供を行っています。

また、アメリカ合衆国カルフォルニア州モンテベロ市とは長年にわたり姉妹都市交流を進めてきました。経済のグローバル化だけでなく、地球規模で人や文化がさまざまに行き交う現在、多文化共生社会の構築が望まれています。



「その他」「わからない」「不明・無回答」は割愛した

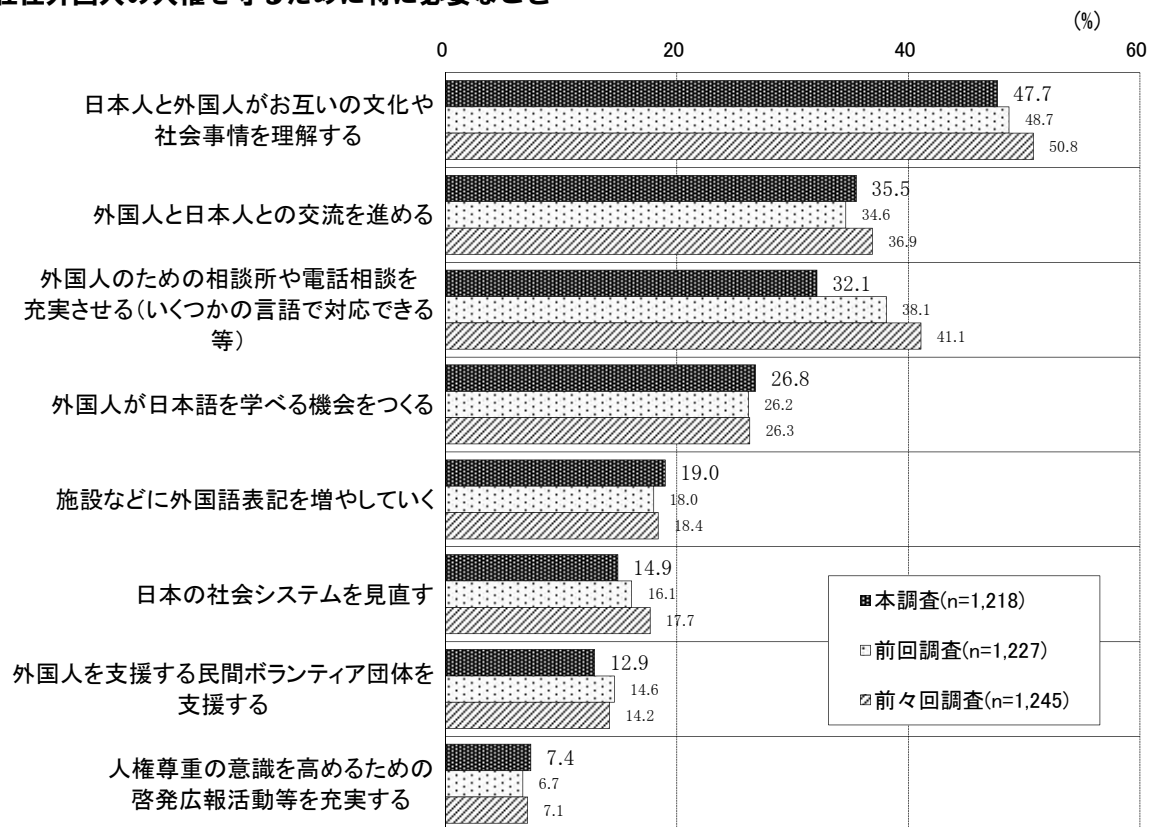
市民意識調査結果では、在住外国人の人権に関する問題点として第1位は「言葉の違いで情報が伝わりにくい」(34.2%)、第2位は「日本人とふれあい理解し合う機会が少ない」(27.7%)となっており、情報・コミュニケーションや相互理解の機会が課題の上位にあげられています。また、在住外国人の人権を守るために特に必要なことは「日本人と外国人が互いに文化や社会事情を理解する」が第1位(47.7%)、「外国人と日本人の交流を進める」が第2位(35.5%)で同様の傾向がうかがえます。

目標値の達成度では、潮芦屋交流センターの事業参加者数は、平成26年目標値「5,000人/年」に対して、同年実績「4,890人」と、ほぼ達成されています。

方向性

- 外国人に対する偏見や差別意識を解消し、文化・生活習慣の多様性を尊重する人権意識の高揚についての教育・啓発を推進します。
- 外国人への情報提供を充実するとともに、子どもたちも含めた異文化交流の機会を広げ、国籍を超えた相互の理解とコミュニケーションの向上を支援します。
- 各種案内の多言語表記などの情報提供をはじめとして、外国人が暮らしやすい環境づくりを推進します。
- 在住外国人の市政参加・参画を推進します。

在住外国人の人権を守るために特に必要なこと



「その他」「わからない」「不明・無回答」は割愛した

3-7 HIV 感染者などの人権

現状と課題

HIV（エイズウィルス）は感染力が弱く、新薬の開発によって HIV の増殖を防いで感染症の進行を抑えることができるようになってきました。ハンセン病も感染力や発病力は非常に弱く、日常生活で感染する可能性はほとんどありません。それにもかかわらず、必要以上に警戒する意識が偏見や差別につながり、患者や感染者の人権を侵害する事象がなくなっています。

そのほか、グローバル化などによって、エボラ出血熱、鳥インフルエンザなどさまざまな感染症の発生が過大な反応を引き起こすことがおそれられることから、感染症に関する正しい認識の普及・浸透によって差別・偏見を解消することが求められます。

方向性

○各感染症についての正しい知識を普及するとともに、世界エイズデーやハンセン病を正しく理解する週間などを機にして、広報・講演会など幅広い教育・啓発を推進します。

3-8 犯罪被害者などの人権

現状と課題

犯罪被害者やその家族は、生命を奪われる、身体を傷つけられる、財産を奪われるといった直接的な被害を受けた経験をもちます。それだけでなく、被害に遭ったことによる精神的な苦痛や身体の不調、捜査や裁判の過程での精神的・時間的負担、あるいは周囲の人々のうわさや中傷、マスメディアの報道等によるプライバシーの侵害など、被害後に生じる二次的被害といわれる問題にも苦しめられる場合があります。

最近では、社会的な認識も高まり、警察や関係機関・団体等による支援活動が進められており、平成 16（2004）年には、犯罪被害者等の権利利益の保護を図ることを目的とする「犯罪被害者等基本法」が成立しました。

市民意識調査結果によると、関心のある人権問題として「犯罪被害者に関する問題」は 22 項目中第 10 位（14.7%）と比較的高い位置を占めており、前回調査でも 20.5%となっています。

誰もが犯罪被害者となる可能性があります。被害者及びその家族の人たちの立場に立ち、その人権を守ることが求められます。

方向性

○犯罪被害者等の人権について、広く啓発と周知を図るとともに、犯罪被害者等を支援していきます。

3-9 刑を終えて出所した人の人権

現状と課題

刑を終えて出所した人に対しては、根強い偏見や差別の意識があります。本人の努力にもかかわらず、就職や住宅への入居に際して差別を受けたり、地域社会など周辺からの拒否的な感情に直面するなど、更生と社会復帰をめざす人たちにとって厳しい環境があります。また、本人だけでなくその家族や親族が差別的な扱いを受けることがあります。

方向性

○刑を終えて出所した人が更生への意欲を高め、ふたたび社会の一員として活動できるよう、地域社会など周囲の人びとの理解と協力を深めるための啓発活動を充実していきます。

3-10 情報化などに伴う人権侵害

現状と課題

近年は手軽に利用できるスマートフォンの普及などによって、多くの人インターネットを介して、容易に情報を獲得したり、また発信したりできるようになっています。

このため、インターネットを利用した、特定個人を対象とした誹謗中傷や差別的表現による人権侵害が多く発生しています。また、中傷や差別内容ではないものの、個人の過去の事実を不特定多数に知らせることによって当人の人格を傷つける場合があることから「忘れられる権利」についての議論も起こっています。

またマスメディアによる報道は、市民の知る権利に應えるものではあるものの、その取材・報道過程や報道内容が、プライバシーの侵害や、犯罪被害者やその家族の例にみるように深刻な被害を与えることがあります。

市民意識調査結果によると、関心のある人権問題で「マスコミによる過剰報道の問題」は22項目中、第1位(49.5%)、また「インターネット等を悪用した人権侵害」は第3位(37.8%)となっており、情報発信や報道に関わる人権侵害は市民の大きな問題意識となっています。

情報化の技術はたえず高度化していき、これとともに人権侵害につながる事象も複雑化しつつあります。市民一人ひとりが情報についての的確に判断し、人権感覚を高めていくことが重要です。

方向性

- インターネットの適切な利用について、子どもを含めた教育・啓発活動を推進します。
- 市民における情報に対する理解や取扱いの能力(情報リテラシー)、また情報メディアに対する理解や取扱いの能力(メディアリテラシー)について、これらを高める方策を検討します。
- 市の各種広報について、人権の視点から検証し、適切な情報提供を図ります。

3-11 性的少数者の人権

現状と課題

性同一性障害とは、身体上の性と心の性が一致せずに違和感を持ち、社会生活に支障のある状態をさし、性同一性障害の人びとは社会的な偏見のもとに差別を受けてきました。また、恋愛や性愛の方向が同性に向かったり男女両方に向かうなどの性的指向を持つ人びとも偏見にさらされ、さまざまな場面で差別的取り扱いを受けてきました。

性同一性障害については、平成 16 (2004) 年に「性同一性障害者特例法」が施行され、一定の条件を満たす場合は、法令上の性別の取扱い変更について家庭裁判所の審判を受けることができるようになりました。

しかし、性同一性障害と性的指向の問題に関わる性的少数者に対しては、まだ人びとの理解や対応が遅れており、社会のどの場面においてもその尊厳や権利を保障されることが求められています。

方向性

- 性同一性障害と性的指向の問題に関わる性的少数の人びとは、精神と身体との違和感や社会の無理解に苦しんでいることも多いことから、心と体の性が一致しないという障害があることや多様な生き方があることについて正しい理解が進むように啓発します。
- 性同一性障害や性的指向を持つ人が、とくに教育や就労の場などで差別やいじめに結びつくことがないように、広く啓発活動を進めます。
- 性同一性障害者に配慮するため、公文書等における性別記載の調査を実施し、法令等の制約がない文書については、削除するよう進めます。

3-12 その他の人権問題

現状と課題

市民意識調査結果では、関心のある人権問題として「母子・父子家庭に対する差別の問題」「犯罪被害者に関する問題」「未婚の母や子どもに対する差別の問題」などは10%以上となっており、決して少なくありません。

このほか、在日韓国・朝鮮人、被差別部落出身者、アイヌ（ウタリ）の人々などへの重層的、複合的な差別が続いてきました。

さらに近年では、在住外国人などへの差別的言論（ヘイトスピーチ）の問題、長期無業者や非正規労働者、またいわゆるブラック企業など雇用・就業に関する問題などが人権との関わりで検討課題となっています。また生命科学の進歩とともに、遺伝子による選別・排除や遺伝子操作など生命倫理に関わる問題も人権の点からの検討課題としてあげられます。社会の変化とともにあらわれるさまざまな課題を、絶えず人権の眼でみていくことが求められています。

方向性

- 少数者に対する人権侵害を注意深く監視して、これを抑止するとともに、教育・啓発活動を広げていきます。
- ヘイトスピーチ、ワーキングプア、ブラック企業など新たな課題に対して、実態を把握するとともに、人権の視点から対応の検討を進めます。

第4章 それぞれの場における人権教育・人権啓発の方向性

人権教育・人権啓発の推進にあたっては、市民一人ひとりが人権尊重の理念について理解を深め、日常生活において人権尊重の意識がその態度や行動に現れ、人権を、わがことであるという感覚として身につけることが重要です。

4-1 家庭

現状と課題

市民意識調査結果では、子どもの人権に関して、家庭での親の暴力や育児放棄の問題が上位に位置する一方、子どもの人権を守るためにはあたたかい家庭をつくることや親のしつけが重要であるとされています。また、男女が対等に社会で能力を発揮するためには、家庭での育児や介護について保護者が互いに協力して取り組むことが欠かせません。このように、家庭は人権意識を育てる原点といえる位置にあります。

そのためには家庭の教育力の向上を図るとともに、コミュニティでの助け合いや交流を高めることや、社会的な仕組みとしてワーク・ライフ・バランスの推進を図ることが必要です。

方向性

- 子どもや高齢者の人権擁護、家庭における男女共同参画の意義などの啓発を推進します。
- 個々の家庭が理解・交流しながらつながりを高め、家庭が地域社会とともに歩むことを促進します。
- 子育てに悩み、また情報を求める保護者に対する相談・支援体制の充実を図ります。

4-2 学校等

現状と課題

市民意識調査結果によると、受けた人権侵害の内容で「学校でのいじめ」は17.4%と高い割合を示しています。特に20～29歳では50.0%、16～29歳で42.9%と若い層では4割以上を占めています。

本市では、平成22(2010)年度に「芦屋市教育振興基本計画」を策定し、「命と人権を大切にする教育の充実に取り組むこと」を重点目標2として、人権尊重の理念に基づく「共生」の心を育む教育や、子どもたちの「心」を支えるシステムやネットワークの充実に取り組んでいます。また「芦屋市いじめ防止基本方針」のもとに、いじめの未然防止、早期発見・早期対応に向けた体制を整備しました。

今後は、児童・生徒一人ひとりが互いの人権を尊重するための教育の取組をより一層充実することが重要です。

方向性

- 子どもたちの発達段階に配慮しつつ、人権尊重の心と態度を育む教育を充実します。
- 家庭や地域社会と連携して、また校種間の連携によって子どもたちを見守るとともに、いじめ・不登校などの早期発見・早期対応を図ります。
- 教職員の人権研修を充実します。
- OPTA での人権学習会実施など、保護者に対する働きかけをおこないます。
- 園児・児童・生徒と、障がいのある人、高齢者、外国人などとの交流を積極的におこない、一人ひとりを大切にすることや多様性への理解を促す機会を充実します。

4-3 地 域

現状と課題

市民意識調査結果によると、受けた人権侵害の内容で「地域での暴力・脅迫・無理じい・仲間はずれ」をあげている割合は 8.5%となっており、地域コミュニティにおいてもさまざまな人権問題が発生しています。

地域は、日常生活や地域活動を通じてさまざまな人権課題についての理解を深め、実践していく場です。地域での生涯学習の一環としても人権教育を位置づけ、充実していくことにより、差別や排除のない明るい地域社会を作っていくことが必要です。

方向性

- 社会教育関係機関・団体、芦屋市人権教育推進協議会との連携を深め、学習・啓発の機会を充実します。
- 出前講座の推進など、自治会などが実施する啓発・学習活動に対する場所や機会の提供、交流の促進などを通じて、地域における人権意識の向上と地域の教育力を高めます。
- 地域での行事・イベントなどの場と機会を活用した啓発活動を推進します。
- 地域で人権教育・人権啓発を推進する指導者の養成に取り組みます。

4-4 事業所

現状と課題

企業や各種団体などの事業所は、社会の一員としての責任を負い、また社会貢献活動への期待を担う存在です。また、従業員に対する経済的責任を有するとともに、就業条件や就業環境において人権尊重が反映されなければなりません。

市民意識調査結果によると、女性の人権に関する問題点として就労環境や職場における男女の待遇の違いが上位を占めていました。また、受けた人権侵害の内容で、「パワー・ハラスメント」は 12 項目中第 2 位 (27.1%)、「公的機関や企業、団体による不当な扱い」

は第3位（26.3%）であり、これらは事業所での発生も多く含まれているものと思われます。また、平成23（2011）年に芦屋市が実施した「男女共同参画に関する市民意識調査」で男女の平等感をたずねた結果では、職場において「男性の方が非常に優遇されている」と感じる市民が22.7%と9項目の第1位となるなど就労の場での性別に関わりのない処遇が求められており、地位・報酬などの処遇と就労環境の両面から人権尊重の職場づくりを進めていくことが求められます。

方向性

- 経営者などに対し、特に人権に関わる法令順守を啓発するとともに、従業員の賃金・昇進などの処遇が公正におこなわれることを指導します。
- 研修会の開催など人権教育・啓発の実施を呼びかけるとともに、講師などの人材紹介、施設・情報・教材の提供などの支援をおこないます。

4-5 その他の場や機会

現状と課題

人権啓発については、西宮市とともに人権啓発活動地域ネットワーク協議会を結成していますが、今後は人権教育・啓発に関してより広域的な連携に取り組むことが求められます。また、行政以外のさまざまな主体やメディアに対して働きかけ、人権教育・啓発の効果を広く強くすることが必要です。

方向性

- 阪神地域など広域的な観点に立った教育・啓発活動を図ります。またこの一環として、情報の共有や広報媒体・教材の共同開発、啓発セミナーの共同実施などに取り組みます。
- 公職にある人、地元出身で知名度の高い人など人権の実現に影響を与える人びとへの教育・啓発への協力依頼などを図り、効果を高めます。
- 市の広報紙を中心に、ホームページ、広報チャンネル、まちナビ、広報掲示板をさらに活用した啓発活動を推進するとともに、特徴あるイベントでパブリシティを促すなど各種のマスメディアを効果的に活用します。
- そのほか、あらゆる場における人権教育・啓発の機会をとらえて推進します。また、その際だれもが参加しやすいよう企画・運営面で配慮します。

第5章 市職員等への教育・啓発

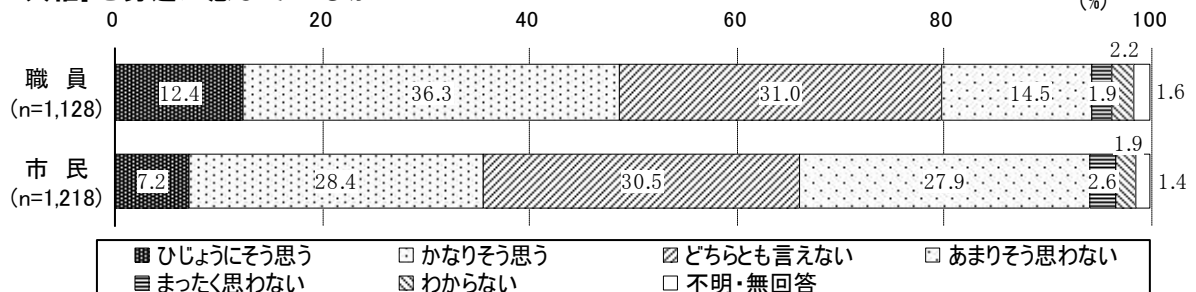
5-1 職員の意識向上

現状と課題

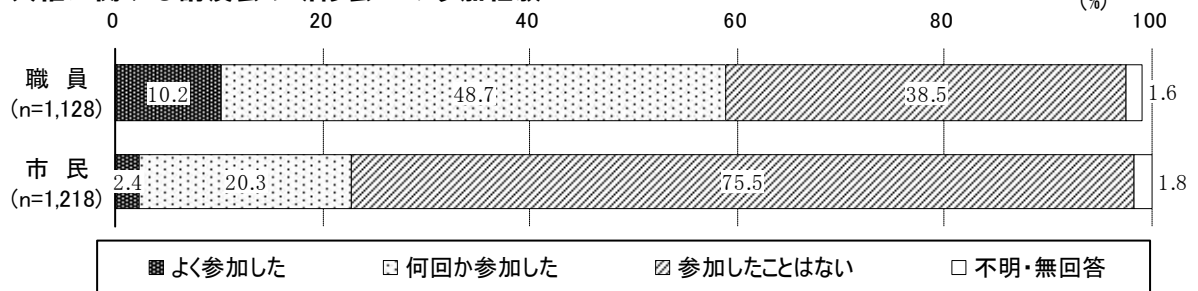
市職員に対する意識調査では、人権を身近に感じているかについては「どちらとも言えない」「あまり身近に感じない」「まったく身近に感じない」と答えた割合が47.4%と約半数が身近に感じていないとの結果となっています。また「人権問題に関する講演会や研修会に参加したことがない」と答えた割合が38.5%で、参加しない理由として「講演会などが開かれているのを知らなかった」と答えた割合が22.6%、「人権問題に関心がない」と答えた割合が10.6%となっています。さらに「広報あしや」の人権特集記事を読んだことがあるかでは、「読んだことがない」と答えた割合が23.8%、「気づかなかった」と答えた割合が18.4%となっており、人権に対する意識が希薄な職員が多いという結果がみられます。

豊かな人権文化を育む市政を推進するためには、すべての職員が自らの職務に止まらず、自身の生活などすべての場面において人権について関心を持つ姿勢を常とし、そのことから豊かな人権感覚を身につけ、人権尊重の視点に立って自らの職務に取り組む必要があります。

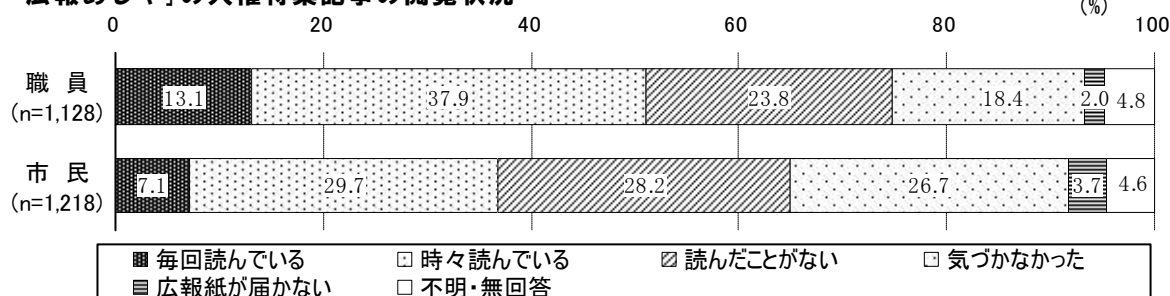
「人権」を身近に感じているか



人権に関する講演会や研修会への参加経験



「広報あしや」の人権特集記事の閲覧状況



方向性

○全庁的な職員研修の充実

新入職員から管理職にいたるすべての職員について、それぞれの職務に応じ人権意識を高める研修の充実に努めるとともに、人権をテーマとした講演会・研修会への参加を促すことで人権意識の高揚を図ります。また、管理職は人権感覚を習得するとともに所属職員の人権に対する理解を深めることを目的として、すべての部署において施策・事業ごとに人権課題の整理を行い、職場単位での自己啓発や研修の充実に取り組みます。各職場での人権意識を高めるため、そのリーダーとなる人権啓発・研修担当員の設置について検討します。

○職場環境の改善

セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメントの問題をはじめ、さまざまな職場の人権問題に対して迅速かつ効果的に対応できる庁内体制を充実します。また、各部署におけるコミュニケーションを高めるとともに、明るく働きやすい職場環境をつくりま

5-2 特定職業従事者の意識向上

現状と課題

市民意識調査結果では、受けた人権侵害の内容で、「公的機関や企業、団体による不当な扱い」は第3位（26.3%）と高い割合となっています。

教職員、福祉関係者、医療・保健関係者、消防職員などは、その業務を通じ、健康状態や生活実態など市民のプライバシーに触れる機会が多く、また人としての尊厳を十分に尊重すべき立場にあることから、より一層人権に対する配慮が求められます。

方向性

○教職員については、園児・児童・生徒それぞれの発達段階に対応した人権研修を進めるとともに、家庭や地域との連携のもとに人権課題の解決に積極的な役割を果たすことを推進します。

○福祉関係者，医療・保健関係者，消防職員については，市民の健康・生命や財産に接する機会が多いことから，プライバシー保護への配慮を徹底するとともに，相談業務などにおいて相談者それぞれが相手の立場に立った適切な対応が行えるよう，研修を充実します。また，私立学校，私立専修学校，各種学校や民間の医療施設，福祉施設等に対しては，関係者に対する人権意識を高めるための研修や教育の充実を促します。

第6章 本指針の総合的・効果的な推進

6-1 事業計画の策定と評価

具体的な施策については、啓発事業のほか、その他の施策も含め、年度当初に「人権施策に関する進行管理調書」を作成し、進行管理と事業評価を行うことにより、次年度の事業計画を策定します。併せて、人権の視点に立って「指標と目標値」を設定するとともに、必要に応じ、再設定を行うなど事業の推進を図ります。また、事業評価の基準や方法については「芦屋市人権教育・人権啓発推進懇話会」に諮ります。

6-2 推進体制の充実

市長を本部長とする「芦屋市人権教育・人権啓発推進本部」において、人権教育・啓発の総合的・計画的推進を図るための総合調整をおこないます。

また、被介護高齢者が虐待を受けるなど分野をまたいだ課題やインターネットの「なりすまし」による誹謗・中傷など、人権課題は多様化・複雑化・巧妙化していることから、人権関係課間の情報共有を図るとともに相互の連携を強化します。

6-3 人権関係機関のネットワーク構築

子ども家庭センターなど県の関係機関、神戸地方法務局など国の関係機関、また（公財）兵庫県人権啓発協会、芦屋市人権教育推進協議会などの団体などと連携を強化し、啓発イベントの共同開催や教材の共同開発などに取り組みます。

6-4 参画・協働の推進

人権尊重の意識は一人ひとりの心の中で育まれるものであることから、市民の間に草の根的に広がることが重要です。NPOやNGO、ボランティア団体をはじめ、市民がそれぞれの自発性や個別性に基づいて展開する人権尊重のための自発的活動を支援し協力していくことにより、人権尊重の理念の全市的な広がりを図ります。また「芦屋市人権教育・人権啓発推進懇話会」の意見や助言を施策に反映していきます。

6-5 指針の期間と見直し

この総合指針の期間を、平成28（2016）年度から平成32（2020）年度の5年間とします。なお、人権を取り巻く国内外の動向や社会情勢の変化に対応して、必要に応じて内容を見直すものとします。

■指標と目標値

指 標		平成 32(2020)年 目標値 ※	平成 26(2014)年 現状値
あらゆる場における人権教育・人権啓発の推進について			
・人権を身近に感じている程度（市民の割合）	○	40.0%以上	35.6%
・人権を侵害された経験	○	18.0%以下	27.9%
・人権問題に関する講演会や研修会に参加した人の割合	○	35.0%以上	22.7%
総合的効果的な推進について			
・芦屋は人権が尊重されていると思う人の割合	○	35.0%以上	34.2%
・芦屋市民の人権意識は良くなったと思う人の割合	○	28.0%以上	25.4%
女性の人権について			
・就労環境や社会の仕組みが整備されていないと思う人の割合	○	52.0%以下	57.1%
・市附属機関における女性委員の割合	□	40.0%以上	37.2%
子どもの人権について			
・保育施設の充実（待機児童数解消）	□	待機児童数 0 人	131 人
・家庭児童相談件数（児童虐待の防止・早期発見・支援）	□	586 件/年	409 件/年
高齢者の人権について			
・シルバー人材センターの会員（就労支援の充実）	□	1,300 人	1,004 人
・老人クラブの会員数（自主的な活動の支援）	□	3,100 人	3,015 人
障がいのある人の人権について			
・計画相談支援事業利用人数	□	8,331 人/年	1,608 人/年
・権利擁護支援センターの相談件数	□	904 件/年	760 件/年
同和問題について			
・人権啓発と住民交流の拠点施設である上宮川文化センターの来館者数	□	87,000 人/年	82,122 人/年
外国人の人権について			
・国際交流の拠点施設である潮芦屋交流センターの事業参加者数	□	5,490 人/年	4,890 人/年
市職員等への啓発について			
・人権研修への参加者数	□	500 人/年	253 人/年

○印は市民意識調査によるもの。

□印は第4次芦屋市総合計画（後期基本計画）によるもの